

### 03 児童手当の制度が一部変わります

●こども課(役場1階) ☎823-9227 FAX.823-9627

6月分(10月支給分)から、児童手当の制度が一部変わります。

#### 現況届の提出が原則不要となります

毎年6月に提出していた現況届が、原則不要となります。ただし、次のような人は引き続き現況届の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力などにより住民票の住所地が実際の居住地と異なる人
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・法人である成年後見人、施設などの受給者の人
- ・その他、状況を確認する必要がある人

#### 特例給付の支給について所得上限限度額が設けられます

特例給付の支給について所得上限限度額が新設され、所得が一定以上ある場合には特例給付が支給されません。

| 扶養親族の数 | ①所得制限限度額 |            | ②所得上限限度額 |            |
|--------|----------|------------|----------|------------|
|        | 所得額(万円)  | 収入額の目安(万円) | 所得額(万円)  | 収入額の目安(万円) |
| 0人     | 622      | 833.3      | 858      | 1,071      |
| 1人     | 660      | 875.6      | 896      | 1,124      |
| 2人     | 698      | 917.8      | 934      | 1,162      |
| 3人     | 736      | 960        | 972      | 1,200      |
| 4人     | 774      | 1,002      | 1,010    | 1,238      |
| 5人     | 812      | 1,040      | 1,048    | 1,276      |

- ・所得が①未満の場合  
→ 児童手当を支給
- ・所得が①以上②未満の場合  
→ 特例給付を支給
- ・所得が②以上の場合  
→ 特例給付は支給されません

### 04 こんにちは。あなたの地区の保健師です

●保健センター ☎823-4418 FAX.823-0020



お住まいの校区ごとに「地区担当保健師」を配置し、訪問や健康相談、出前健康教室などの地区活動を行っています。「やっぱり海田がいいね」と皆さんに思ってもらえる町をめざして、地区担当の保健師が地域の皆さんと一緒に地域づくりをすすめていきます。

| 校区      | 地区                                                  | 担当保健師    |
|---------|-----------------------------------------------------|----------|
| 海田小学校区  | 上市、中店、稲荷町、新町、窪町、大正町、南大正町、日の出町、南昭和町、昭和中町、曙町、東昭和町、昭和町 | 鈴木、森保、大松 |
| 海田西小学校区 | 堀川町、南堀川町、つくも町、南つくも町、明神町、南明神町、栄町、月見県営                |          |
| 海田南小学校区 | 三迫、東海田、大立町、月見町、幸町、西浜、南本町、南幸町、東                      | 北川、三好、加瀬 |
| 海田東小学校区 | 浜角、蟹原、寺迫、曾田、稲葉、成本、石原、畝、砂走、国信                        | 宮原、藤伊、池本 |

リーダー保健師